平成２１年（フ）第８５２９号
大阪市都島区友渕町１丁目４番３―304号
債務者　上村　真理
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５３４号
大阪市北区同心２丁目６番２号吉岡ビル501号室
債務者　野中喜久美
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１５号
岡山市北区撫川119番地
債務者　平田　正江
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５２９号
岡山市中区高島新屋敷79番地３
債務者　益田　愛子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６００号
岡山市南区豊浜町８番44号
債務者　西山　健一
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７１８号
岡山市東区草ケ部904番地18
債務者　槇井　美里
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７３８号
岡山市南区新保916番地２、住民票上の住所岡山市東区西大寺浜179番地15
債務者　髙橋　悟志
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０１号
香川県綾歌郡宇多津町2628番地892サンハイツ宇多津308
債務者　大林　広晶
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午前11時35分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１４２号
長野県佐久市内山7844番地　第二内山ハイツＣ号
債務者　宇佐美　唱
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月６日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１４５号
長野県小諸市甲3500番地16　市営住宅549号
債務者　掛川　美穂（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月６日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１４６号
長野県小諸市大字森山984番地21
債務者　土屋　治彦
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月６日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第８２６２号
大阪市浪速区日本橋東１丁目12番17号幸福荘２Ｆ６号
債務者　伊永　泰典
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２５０１号
横浜市港北区新吉田東８丁目37番５号
債務者　荒木田知子（旧姓古永）
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６０４号
横浜市都筑区茅ケ崎中央13番16号　クレール１番館403
債務者　宇佐見　淳
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６０号
広島県福山市東手城町４丁目４番６号　ハピネス山田Ｂ棟203
債務者　上松真由美（旧姓鶴）
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係